

基幹統計調査の承認の状況

(平成 29 年 7 月 1 日～ 7 月 31 日分)

平成 29 年 8 月 24 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
地方公務員給与実態調査	総務大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>平成 30 年度からの調査の実施に当たり、以下について変更</p> <p>① 報告を求める者の変更 一般職の地方公務員に係る調査票（以下「一般職調査票」という。）の報告者を「地方公務員」（職員）から「地方公共団体等の長」に変更</p> <p>② 調査事項の変更 ア）一般職調査票のうち、職員の「氏名」及び「生年月日」を削除 イ）一般職調査票の「扶養手当」を把握する調査事項のうち、「配偶者以外の者」を「扶養親族である子」及び「扶養親族である父母等」に分割 ウ）特別職の地方公務員に係る調査票の職員等の区分のうち、「教育長」を「教育委員会」欄へ移行し、当該欄の「委員（教育長を除く）」を「委員」に変更</p> <p>③ 集計事項の変更 地域手当支給割合別職員数等に係る結果表において、新たな支給割合区分に変更（6 区分 ⇒ 7 区分）</p>	H29.7.7

<p>人口動態調査</p>	<p>厚生労働大臣</p>	<p>承認事項の変更 平成 30 年 1 月からの調査の実施に当たり、以下について変更 ① 調査方法の変更 オンラインによる報告を原則とし、これによることができない場合に限り、郵送による報告を可能とするよう変更。これに伴い、紙媒体調査票についてOCR調査票を廃止 ② 集計事項の変更 ア) 統計法第 32 条（調査票情報の 2 次利用）の規定に基づき別途継続的に作成していた集計事項を追加 イ) 他の集計事項における情報により把握可能な集計事項を削除 ウ) 既存の集計事項への単位事項（百分率などの表章単位）や分類事項（性別や年齢別等のクロス集計を行う事項）の追加 等</p>	<p>H29.7.7</p>
---------------	---------------	---	----------------

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な変更」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。